

令和8年度 流域治水の推進に向けた取組について

1 要旨・目的

本県における流域治水を加速するため、住民・事業者等の意識醸成や自治体等関係者における分野間の連携強化等の視点から、総合的かつ多層的な取組を積極的に進める。

2 現状・背景

本県では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、流域治水を強力に推進している。

昨年度、住民・事業者等の意識醸成や自治体等関係者における分野間の連携強化を図るため、次の取組を実施している。また、特定都市河川については、江の川上流域及び本川流域での流域水害対策計画に基づいた取組を推進するとともに、今年度4月1日に新規に黒瀬川流域を特定都市河川流域として指定している。

《昨年度の主な取組》

- ・住民・事業者等を対象とした「流域治水シンポジウム」の開催
- ・市町の実務担当者との意見交換会
- ・黒瀬川流域の特定都市河川流域の指定に向けた取組
(関係機関協議及び雨水浸透阻害行為の許可に係る関係者や地域住民等への説明会等)

3 概要

(1) 対象者

流域関係者（住民・事業者・自治体等）

(2) 事業内容（実施内容）

3つの視点から取組を推進する。

視点		取組項目	
1	住民・事業者等の意識醸成	1-1 流域治水プロジェクトの更新・改善	
		1-2 水害リスク情報等の充実	
		1-3 流域治水シンポジウムの開催	住民・事業者等
		1-4 イベント等への参加・出前講座	住民
2	自治体等関係者における分野間の連携強化	2-1 実務担当者との意見交換会の開催	市町
		2-2 関係部局実務担当者会議の開催	庁内
3	法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践	3 黒瀬川流域 流域水害対策計画の策定	

【住民・事業者等の意識醸成】

1-1. 流域治水プロジェクトの更新・改善

流域における治水対策の必要性や具体的な取組がわかりやすく伝わるよう、流域治水プロジェクトを更新するとともに、インフラマネジメント基盤「DoboX」や国の流域治水アクションマップへの掲載等、周知方法の改善を進める。

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/ryuikichisui-project.html>)

1-2. 水害リスク情報等の充実

住民の主体的な避難行動を促すための、河川水位や監視カメラ画像等の洪水時におけるリアルタイム防災情報を提供するとともに、防災まちづくり等への活用を狙いとした多段階浸水想定図等の平時の浸水リスク情報など、きめ細かな水害リスク情報の充実及び周知を進める。

1-3. 流域治水シンポジウムの開催（対象：住民・事業者等）

流域治水の意義や必要性等を広報するため、「流域治水シンポジウム」を開催する。
《昨年度開催結果》

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/ryuikichisui-sinpojiumu2025.html>

1-4. イベント等への参加・出前講座（対象：住民）

防災フェア等への参加や出前講座などにより、地域に密着した形で流域治水の周知を図る。

【自治体等関係者における分野間の連携強化】

2-1. 実務担当者との意見交換会の開催（対象：市町）

流域治水の意義や必要性、県内及び全国における取組事例や国における最新の予算・制度等について情報共有を行うため、市町の実務担当者との意見交換会を開催する。

2-2. 関係部局実務担当者会議の開催（対象：庁内）

本庁における各分野の担当部局が参加する実務担当者会議を開催し、各省庁の動向や県における取組実施状況等について情報共有する。

【法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践】

3. 黒瀬川流域水害対策協議会の設置及び流域水害対策計画の策定

黒瀬川流域において、あらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るため流域水害対策協議会を設置し、関係者と連携し流域水害対策計画を策定する。

(3) スケジュール

	令和7年度 (実施済)	令和8年度 (今年度)	令和9年度 以降	備考
1-1 流域治水プロジェクトの更新・改善	→	→	→ 継続して更新・改善	流域治水協議会において公表
1-2 水害リスク情報等の充実	→	→	→	
1-3 流域治水シンポジウムの開催	● 住民・事業者等	● 住民・事業者等	→ 継続して開催	年1回開催
1-4 イベント等への参加・出前講座	→ 出前講座	→ 防災フェア等も活用	→	
2-1 実務担当者との意見交換会の開催	● これまで5市で開催	● 新たに3市町	→ 継続して開催	
2-2 関係部局実務者会議の開催	●	●	→ 継続して開催	年1回開催
3 特定都市河川 黒瀬川 流域水害対策協議会 (呉市、東広島市)	→ 指定に向けた手続き → 関係者への説明会	●(4/1) 特定都市河川指定 ● 協議会設置 ● 流域水害対策計画の策定	→ 継続して開催	

(参考)

1 級水系流域治水協議会 [5水系]	●	●	→ 継続して開催	年1回開催 (減災対策協議会と同時開催予定)
2 級水系流域治水協議会 [3ブロック]	●	●	→ 継続して開催	年1回開催 (年度末)
特定都市河川 本川 流域水害対策協議会 (竹原市)	●	●	→ 継続して開催	年1回開催 WGは随時開催
特定都市河川 江の川 流域水害対策協議会 (三次市・安芸高田市・北広島町・広島市)	●	●	→ 継続して開催	年1回開催 WGは随時開催

(4) 予算

—

(5) 今後の対応

引き続き、河川・下水道管理者が主体となって行うハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させるため、流域治水を強力に推進していく。

(参考) 流域治水のあるべき姿

流域関係者	当面の目標	あるべき姿
○住民 ○事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の水害リスクや水害発生メカニズムを認識している。○ 流域治水の背景・必要性・意義を知っている。○ 具体的な対策の必要性や取組内容を理解している。○ 流域治水とこれまでの防災の違いを正しく理解している。	<p>大雨時に避難する人、避難を支援する人が増える。</p> <p>平時においても、流域治水に取り組んでいる、協力している。</p>
○自治体 ○その他関係機関	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の水害リスクや水害発生メカニズムを認識している。○ 具体的な対策の手法及び効果を理解している。○ 活用できる予算・制度などを知っている。○ 市町間の横断的な連携が取られている。	<p>あらゆる関係者が連携し流域治水に主体的に取り組んでいる。</p>
○特定都市河川流域の関係者	<ul style="list-style-type: none">○ 流域水害対策計画を策定し、その計画に基づき取組を進めている。	<p>法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度が向上する。</p>